

期末手当についての検討

- 1 基本的なパターン（「任期の定めが6月以上の場合」） 1
- 2 任期の定めが6月未満の場合（類型Ⅰ） 2
- 3 任期の定めが6月未満の場合（類型Ⅱ） 2
- 4 異なる任用根拠の会計年度任用職員としての在職期間が混在している場合 4
（参考）第14条（第24条）の規定によっては支給されないケースの例 5

※ 本資料における条数は、特に明記のない限り「〇〇町(村)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のイメージ（改訂版）」における条数をいう。

また、黄色は6月1日基準日の期末手当が支給される場合の在職期間を意味し、青色は12月1日基準日の期末手当が支給される場合の在職期間を意味するものとする。

1 基本的なパターン（「任期の定めが6月以上の場合」）

【ケース1】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期1年												任期1年											
黄色						青色						黄色						青色					

任期1年で翌年4月に再度任用されたケースは、全ての在職期間に対応した期末手当が支給される（第14条（第24条）第1項）。

会計年度Aの6月1日基準日の期末手当の在職期間別割合は「100分の30」となる（マニュアル「問14-4」）。

【ケース2】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期11か月												任期11か月											
黄色						青色						黄色						青色					

発令時の任用期間が6月（目安）以上であれば、期末手当に係る在職期間に任用されない期間があったとしても、期末手当は支給される（第14条（第24条）第1項）。

ただし、会計年度Aの3月は任用されていないため、会計年度Bの6月1日基準日の期末手当の在職期間別割合は「100分の80」となる。

2 任期の定めが6月未満の場合（類型Ⅰ）

【ケース3①】

会計年度 A										会計年度 B													
基準日 (6/1)					基準日 (12/1)					基準日 (6/1)					基準日 (12/1)								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期6か月					任期5か月					任期6か月					任期5か月								
■					■					■					■								

会計年度 A 及び B の 12 月 1 日基準日の期末手当は、11 月発令の任期が 6 月未満であるため、第 14 条（第 24 条）第 1 項によっては支給されない。

【ケース3②】

会計年度 A										会計年度 B													
基準日 (6/1)					基準日 (12/1)					基準日 (6/1)					基準日 (12/1)								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期6か月					任期5か月					任期6か月					任期5か月								
■					■					■					■								

マニュアルの「問 14-3」では、「任用時において 6 か月未満の発令である場合について、任期終了後に同一の者が再度任用された結果、一会計年度に限り、任用期間を合算した期間が 6 か月以上に至ったときは、期末手当を支給することも差し支えない」とされている。

この特例措置をとれば、12 月 1 日時点において同一会計年度内の任期を合算すると 6 月以上となるので、12 月 1 日を基準日とする期末手当も支給可能となる（第 14 条（第 24 条）第 2 項）。ただし、同期末手当の在職期間別割合は「100 分の 80」となる。

3 任期の定めが6月未満の場合（類型Ⅱ）

【ケース4①】

会計年度 A										会計年度 B													
基準日 (6/1)					基準日 (12/1)					基準日 (6/1)					基準日 (12/1)								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期1年										任期2か月													
■										■													

本ケースは、マニュアル 27 ページに記載の事案を踏まえたものである。

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当に関しては、4 月発令時の任期が 2 か月であるため、第 14 条（第 24 条）第 1 項によっては支給されない。また、会計年度 B において合算できる任期も存在しないことから、上記【ケース3②】にある特例措置（同条第 2 項）をとったとしても、会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当は支給されない。

しかし、これは常勤職員が同様に 6 月 1 日に退職した場合に比して均衡を失することになる。

【ケース4②】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期1年												任期2か月											
■						■						■											

【ケース4①】の不均衡を避けるため、本会計年度とこれに引き続く前会計年度の任期と合算すると6月以上となる場合にも期末手当を支給する特例措置を設けた場合が、【ケース4②】である。会計年度Aにおける任期（12月）と会計年度Bの6月1日時点の任期（2月）の合計が6月以上となることから、会計年度Bの6月1日基準日の期末手当の支給が可能となる（第14条（第24条）第3項）。

なお、会計年度Bの5月31日に退職する場合も、基準日前1か月以内の退職として救済される（同条第1項の規定により準用する参考給与条例第17条第1項後段）。

【ケース5①】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期4か月												任期7か月											
■												■											

本ケースは、マニュアルの「問14-3」の質問欄の事案（夏休みの期間中など任用されない月がある場合）を踏まえたものである。

この事例も4月発令の任期が6か月に満たないため、第14条（第24条）第1項によっては会計年度A及びBの6月1日基準日の期末手当は支給されない。また、6月1日時点では9月以降の任用は決まっていないため、上記【ケース3②】の特例措置（同条第2項）をとったとしても、6月1日の時点で同じ会計年度内の任期の合算が6月以上になることはない。

【ケース5②】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期4か月												任期7か月											
■												■				■							

【ケース4②】と同様、本会計年度と引き続く前会計年度の任期と合算すると6月以上となる場合にも期末手当を支給する特例措置を設けたものが【ケース5②】である。

本ケースでは、会計年度Aにおける任期（7月）と会計年度Bの4月1日時点の任期（4月）の合計が6月以上となることから、会計年度Bの6月1日基準日の期末手当の支給が可能となる（第14条（第24条）第3項）。

4 異なる任用根拠の会計年度任用職員としての在職期間が混在している場合

【ケース6①】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期1年												任期1年											
フルタイム (パートタイム)												パートタイム (フルタイム)											

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当のように、基準日前 6 か月以内の在職期間に任用根拠の異なる会計年度任用職員としての在職期間が含まれる場合も考えられる。

基準日においてパートタイム会計年度任用職員である場合で、期末手当の支給に係る在職期間にフルタイム会計年度任用職員としての在職期間があるときは、期末手当基礎額の計算方法についても検討する必要がある。この点は【ケース6②】及び【ケース6③】においても必要となる。

第 24 条第 1 項では、「パートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（略）の 1 月当たりの平均額」とすることで、基準日現在の報酬額を基本としつつも、パートタイム会計年度任用職員としての在職期間に限り、その平均を取ることにした。

【ケース6②】

会計年度 A											会計年度 B												
基準日 (6/1)					基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期5か月											任期1年												
パートタイム (フルタイム)					フルタイム (パートタイム)						パートタイム (フルタイム)												

会計年度 A の 12 月 1 日基準日の期末手当のように、第 14 条 (第 24 条) 第 2 項の特例措置により任期を合算する場合、任用根拠の異なる会計年度任用職員としての在職期間が合算されることもあり得る。

この事例を踏まえて、同項では、合算の対象を「会計年度任用職員としての任期の定め」として、フルタイム会計年度任用職員かパートタイム会計年度任用職員のいずれの任用根拠であったとしても合算することとしている。

【ケース6③】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期1年						任期2か月																	
パートタイム (フルタイム)												フルタイム (パートタイム)											

第14条(第24条)第3項の特例措置により任期を合算する場合も、会計年度Bの6月1日基準日の期末手当のように、任用根拠の異なる会計年度任用職員としての在職期間が合算されることもあり得る。

この事例を踏まえて、同項では、「前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、」とすることで、合算の対象をフルタイム会計年度任用職員かパートタイム会計年度任用職員かで区別していない。

(参考) 第14条(第24条)の規定によっては支給されないケースの例

本資料の規定によっては支給されないケースの例は以下のとおりである。

ここに掲げたものは、必ずしも期末手当を支給しなくても構わないという趣旨ではなく、あくまで本資料において支給されないケースを取り挙げたものである。ここに掲載したケースであっても、町村の実情に応じて、期末手当を支給することは考えられる。

【ケース7①】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
常勤職員等						フルタイム (パートタイム)						任期1年						パートタイム (フルタイム)					

会計年度Aの12月1日基準日の期末手当に関し、同日時点の任期の定めが6月未満の場合で、第14条(第24条)第2項の規定により、同一会計年度内の任期を合算できるときであっても、常勤職員等(相当の期間任用される職員を付けるべき業務に従事する職員をいう。以下同じ。)としての在職期間は合算されないものとした。

【ケース7②】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						常勤職員等						任期2か月											
												フルタイム (パートタイム)											

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当に関し、同日時点の任期の定めが 6 月未満の場合で、第 14 条 (第 24 条) 第 3 項の規定により、異なる会計年度の任期を合算するときであっても、常勤職員等としての在職期間は合算されないものとした。

【ケース7③】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						常勤職員等						任期1年											
												フルタイム (パートタイム)											

【ケース7①】及び【ケース7②】と異なり、任期の定めが6月以上となる【ケース7③】については、会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当を支給するという制度設計もあり得る。

(既存の給与条例とは別に会計年度任用職員に限った給与条例を設ける場合、) 期末手当を支給するかどうかは、別途設ける「会計年度任用職員の期末手当に関する規則」等における「在職期間」の意義につき、常勤職員及び会計年度任用職員双方の給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする必要がある。

期末手当を支給する場合は、期末手当基礎額の計算方法も検討する必要がある。

以下に取り挙げるケースのように、任用期間を短く区切るような任用や、基準日を外す任用は極力避ける必要がある (マニュアルの 27 ページ)。

【ケース8①】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						任期3か月						任期2か月						任期2か月					
												フルタイム (パートタイム)											

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当は、会計年度 B における任期 (2 月) と連続する会計年度 A の任期 (3 月) を合算しても 6 月に満たないため、第 14 条 (第 24 条) 第 3 項の規定によっても支給されない。

【ケース8②】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期11か月												任期5か月											
[Blue shading]						[Blue shading]						[Blue shading]						[Blue shading]					

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当は、会計年度 A における任用と会計年度 B における任用との間に空白があるため支給されない。

【ケース9①】

会計年度 A												会計年度 B													
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
任期2か月		任期2か月				任期2か月				任期2か月				任期2か月		任期2か月				任期2か月				任期2か月	
[Blue shading]		[Blue shading]				[Blue shading]				[Blue shading]				[Blue shading]		[Blue shading]				[Blue shading]				[Blue shading]	

会計年度 B の 6 月 1 日基準日の期末手当は、会計年度 B における任期（2 月）の定めが 6 月に満たず、かつ同日時点の任期を合算しても 6 月以上にならないため、第 14 条（第 24 条）第 2 項又は第 3 項によっても支給されない。

12 月 1 日基準日の期末手当は、第 14 条（第 24 条）第 2 項により支給されるが、在職期間別割合は「100 分の 60」となる。

【ケース9②】

会計年度 A												会計年度 B											
基準日 (6/1)						基準日 (12/1)						基準日 (6/1)						基準日 (12/1)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
任期5か月						任期3か月						任期2か月						任期4か月					
[Blue shading]						[Blue shading]						[Blue shading]						[Blue shading]					
												10月末退職											

いずれの任期の定めも 6 月未満であり、かつ会計年度 B の 6 月 1 日基準日において、会計年度 A の 3 月 31 日を含む期間の任用に係る任期が 3 月であり、会計年度 B の任期（2 月）との合算が 6 月に満たないことから、第 14 条（第 24 条）第 3 項の規定によっても期末手当は支給されない。

また、会計年度 B の 12 月 1 日基準日の退職手当については、基準日前 1 か月以上前に退職しているため、支給対象とはならない。

以上